【令和7年4月1日~】入院時の食事負担金の変更について

●入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改正がありました。

これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担金が変更になるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額(患者負担分)

所得区分		- 令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上	市作1+3万31日みく	7年147月1日から
区分ア	現役並みⅢ	・ 1食につき490円	1食につき <u>510</u> 円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並み I		
区分工	一般		
区分才	低所得	1食につき230円	1食につき <u>240</u> 円
	低所得 I	1食につき110円	<u>変更なし</u>

- (注1) 所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。
- (注2) 流動食のみ提供する場合は除きます。
- (注3) 公費医療(難病)等により、負担金額が異なる場合があります。

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険(国保)、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合)の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ